

広島市中小企業融資制度に関するよくある質問集（Q & A）

令和6年7月1日 更新

区分	質問		回答
定義	1	広島市中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）第1章の2-(1)、(2)（中小企業者、小規模事業者の定義）にいう「常時使用する従業員の数」は、パートタイマーやアルバイトの者を含めて数えてもよいのでしょうか。	パートタイマー、アルバイトといった「雇用形態」ではなく、実質的な「労働時間」や「雇用期間」で判断しています。 短期間又は不定期に雇用した臨時的な従業員は含みませんが、パートタイマー等であっても実質的に雇用が常態化している者（通常の従業員と週の所定労働時間が概ね同等で、雇用期間の定めがない又は雇用期間満了後も継続雇用する見込みである者）は含めて数えます。 なお、法人との雇用関係がない役員は、従業員に含みません。 また、個人事業主が営む業務に従事している事業主の家族のうち、事業主と生計を一にしている3親等以内の親族については、従業員に含みません。
融資対象	2	本社（本店）が広島市外にある企業でも、広島市の融資制度を利用することができますか。	本社（本店）が広島市外にある企業であっても、市内に事業所があり、当該事業所の活動実態が登記や納税証明書等により確認できる場合は、本制度による融資を受けることができます（要綱第1章の4-(1)を参照）。
融資条件	3	要綱第2章に掲載されている個別の融資制度のほとんどに「1年以上継続して同一事業を営んでいるもの」との条件が付されていますが、	
	①	広島市外では1年以上の事業歴があるものの、市内での事業歴が1年に満たない事業者は、この条件が付されている融資制度は利用できないのでしょうか。	「1年以上継続して同一事業を営んでいる」との条件は、場所（本市の内か外か）を問いませんので、お尋ねのケースは融資対象となります。
	②	個人事業主であった期間を通算すれば1年以上の事業歴があるものの、法人としての事業歴が1年に満たない場合は、融資対象にできないのでしょうか（個人事業主であった期間を通算することはできないか）。	個人事業主であった方が法人の代表者になっており、法人成り前と同じ事業を継続して営んでいることが決算書等により確認できる場合は、個人事業主としての事業歴を通算することができます。
	③	家族から事業を承継した個人事業主の場合、承継前に家族が営んでいた事業期間を通算することはできますか。	以下の3つの要件全てを満たすことが書面によって確認できる場合は、通算できます。 ① 原則として、親子間又は配偶者間で承継されたものであること。 ② 承継した者が、承継前から現在に至るまで当該事業に専従していること。 ③ 許認可等が必要な業種にあっては、その手続きを完了していること。
	④	令和2年2月に登記したものの、その直後にコロナ禍の影響を受けて事業活動を休止していた法人から、事業を再開するに当たって、市の融資制度を利用したいとの相談がありました。事業活動を休止していた期間も法人税等の申告は漏れなく行っていたとのことですが、税申告等だけでは「1年以上継続して事業を営んでいる」とは見做せませんか。	コロナ禍のため実質的に事業活動を停止していた期間であっても、税申告に係る事務を適切に行っている場合は、法人として活動を行っていたものと判断しますので、税申告に係る書類等により直近1年以上の事業継続が確認できれば、融資対象として差し支えありません。
	4	この融資制度は、広島市外で設備投資を行うための資金を貸し付ける際にも利用できますか。	本市の融資制度により借り入れた設備資金は、原則として本市内での設備投資を目的とする場合に限って利用できます（要綱第1章5(2)を参照）。ただし、災害復旧資金については、設置場所が広島市外である設備の復旧等のために利用することができます。
	5	借換融資により複数の借入れをまとめる場合、借換え前の返済額の合計と借換え後の返済額とが同額になるように設定することはできますか。	できません。借換融資は「本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られる（表中「融資対象」のイ）」必要があります。借換融資（特例）についても同様です。

広島市中小企業融資制度に関するよくある質問集（Q & A）

令和6年7月1日 更新

区分	質問		回答
融資条件	6	要綱第2章に掲載されている個別の融資制度ごとに、融資利率が「年〇〇%以下」と定められていますが、この範囲内であれば変動金利を設定してもよいですか。	できません。本市の融資制度を利用する際は固定金利を設定してください。
	7	市の融資制度を利用する場合、利用申込みのあった事業者が希望する金額どおりに貸付けを行う必要があるのでしょうか。	実際の融資額は、貸付を実行する取扱金融機関及び信用保証を設定する広島県信用保証協会において、貸付先の企業の返済能力等を審査した上で決定するものです。必ずしも希望額どおりに貸付けを行う必要はありませんが、希望額どおりの貸付けができない理由等を丁寧に説明するなどし、申込事業者の理解を得てください。 融資利率についても、要綱で個別の融資制度ごとに設定している「年〇〇%以下」の範囲内で、取扱金融機関において設定してください。
	8	景気対策特別融資の利用申込み時に作成する「景気対策特別融資用売上額等確認表（様式第11号）」では、「最近3か月売上額」を記載する必要がありますが、前月の売上額の整理ができていない場合は、前々月から遡って3か月間の売上額を記載してもよいですか。	基本的には利用申込日が属する月の前月から遡って3か月（例えば3月15日に利用申込みを行う場合は、2月、1月、12月）で記載いただきますが、前月（2月）の売上高の整理ができていない場合は前々月から遡って3か月（1月、12月、11月）を、前々月（1月）の売上高の整理もできていない場合は3か月前の月から遡って3か月（12月、11月、10月）を記載してください。
セーフティネット保証	9	セーフティネット保証に係る認定申請書に記載する「最近1か月間の売上高等」「最近3か月間の売上高等」における「最近」は、どの程度遡って記載してもよいですか。	上段の景気対策特別融資における取扱いと同様に、前月の売上高の整理ができていない場合は前々月を、前々月の売上高の整理ができていない場合は3か月前の月を最近月として記載することができます。なお、最近3か月間の売上高等での比較が適当でない特段の事情（月々の売上高等が安定していない等）がある場合は、最近6か月間の売上高等でも比較を可能とします。その場合はご相談ください。
	10	セーフティネット保証5号の認定を受けることができる指定業種は、どのように確認すればよいですか。	セーフティネット保証5号の指定業種についても、概ね3か月ごとに国（経済産業省）が定めていますので、適宜、下記の中小企業庁ホームページに掲載されている記事「セーフティネット保証5号の対象業種を指定します」にてご確認ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html